

言葉は聞くけど
意外と知らない

育児休業のコト



■育児休業制度って？

原則1歳未満の子どもを養育するための休業のことです。保育所に入所できないなどの事情があれば、最長2歳になるまで延長も可能です。

■育児休業って父親も取れるの？

母親だけではなく父親も取得できます。また、現在は「産後パパ育休」(子どもが生まれてから8週間以内に4週間まで取得できます。2回に分けての取得も可能)という新しい制度ができ、従来の育児休業とは別に取得することもできます。

■育休中の収入は？

賃金は通常無給ですが、育児休業給付金の支給や社会保険料の免除により、手取り収入は休業前の8割相当になります。子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。

	(令和4年度新設)産後パパ育休	(改正後)育児休業制度	(改正前)育児休業制度
対象期間・取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能(最初にまとめて申出が必要)	分割して2回取得可能(取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長	なし	育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳半時点に限定
1歳以降の再取得	なし	特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

■男性の育休取得によるメリット



1. 家庭が安定

子育ての喜びと苦勞を分かち合うことで、夫婦の絆が深まる。ママの産後ケアにつながるだけでなく、育児ストレスが減り、第二子以降も生み育てやすくなる。

2. ママが輝く

仕事と育児を両立しやすくなり、女性の活躍の場が広がる。「女性の力」が発揮され企業経営にもプラス効果がある。

3. 仕事に好影響

時間意識が高まり、生産性の向上に繋がる。また、情報の共有化により、チームワークも高まる。会社側も育休取得を促すことで、優秀な人材確保やイメージアップにつながる。